

新規の屋外広告物を申請する際の流れについて

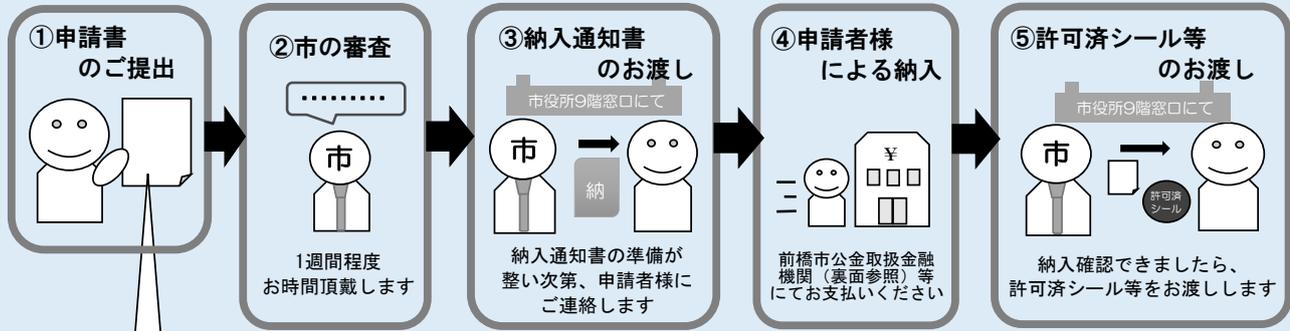
屋外広告物の新規の申請を行う際の手続きの流れをご案内します。

下記以外をご希望の場合は、
お問い合わせ先にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

前橋市都市計画課 景観・歴史まちづくり係 直通：027-898-6974

1、手続きの流れについて

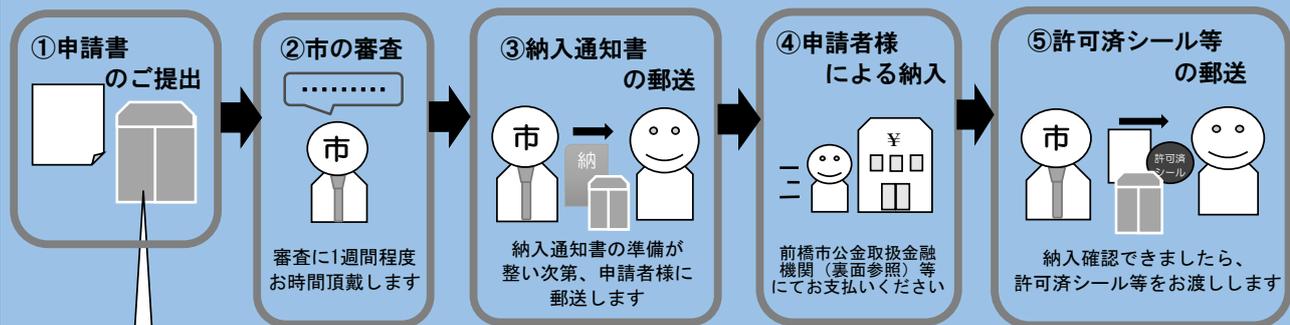
A すべての手続きを、窓口にて行う場合



申請書と一緒に持ちいただく書類

- 1) 屋外広告物表示等許可申請書
- 2) 上記の許可申請書第2面に記載されている添付書類※

B すべての手続きを、郵送にて行う場合



申請書と一緒に同封いただく書類

- 1) 屋外広告物表示等許可申請書
- 2) 上記の許可申請書第2面に記載されている添付書類※
- 3) 納入通知書用の返信用封筒（切手、宛名を記入したもの）
- 4) 書類用の返信用封筒（切手、宛名を記入したもの）

※申請書と一緒にご用意いただく書類の「添付書類」について、
ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

2、問い合わせ先

前橋市役所 都市計画課 景観・歴史まちづくり係

住所：群馬県前橋市大手町2-12-1 市役所9階 電話：027-898-6974 FAX：027-221-2361

メール：toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp

（裏面もご覧ください。）

前橋市公金取扱金融機関について

ご参考までに、お手数料を納入できる機関の一覧を掲載いたします。

- ・全国にある、前橋市公金取扱金融の本店(所)・支店(所)等で納付できます。
- ・下記記載の前橋市公金取扱金融機関にて納入される場合、屋外広告物の許可申請手数料のほかに、銀行に支払う振込手数料はかかりません。
- ・下記以外の金融機関で納入する場合には、取扱いの可否について直接、金融機関店舗までお問合せください。

前橋市公金取扱金融機関

【指定金融機関】

群馬銀行

【指定代理金融機関】

しののめ信用金庫、東和銀行

【収納代理金融機関】

みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、足利銀行、横浜銀行、北越銀行、みずほ信託銀行、栃木銀行、大光銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合、横浜幸銀信用組合、中央労働金庫、前橋市農業協同組合

ご不明点等ございましたら、下記連絡先にお問い合わせ下さい。

・・・問い合わせ先・・・

前橋市役所 都市計画課

景観・歴史まちづくり係

住所：群馬県前橋市大手町2-12-1 市役所9階

電話：027-898-6974 FAX：027-221-2361

メール：toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp